

令和7年度(2025年度)北海道函館商業高等学校全日制課程一般入学者募集要項

- 1 学校所在地** 〒041-0812 函館市昭和1丁目17番1号
電話 0138-41-4248 (代表) 0138-41-4251 (全日制職員室) F A X 0138-41-4250
ホームページアドレス <http://www.hakodateshougyou.hokkaido-c.ed.jp>

2 交通機関

- (1) 鉄道 五稜郭駅下車 徒歩22分
(2) バス 昭和小学校前下車 徒歩2分 昭和2丁目下車 徒歩4分 昭和高台下車 徒歩6分
昭和営業所前下車 徒歩8分 亀田中学校前下車 徒歩10分 機関区前下車 徒歩10分

3 募集人員

全日制課程 国際経済科40名 会計ビジネス科40名 情報処理科40名 流通ビジネス科40名 合計160名
(なお、各学科の募集人員は、推薦合格者数を含めた人員である。)

4 出願資格

- (1) 中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業した者(令和7年(2025年)3月末日までに中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。)
(2) その他、令和7年度道立高等学校一般入学者選抜実施要項の出願資格に該当する者。

5 通学区域 道内全域

6 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和7年1月20日(月)～1月23日(木)	9:00～16:30 (23日は12:00までとする)

なお、道外からの出願者の受付は、令和7年(2025年)2月27日(木)までとする。

7 出願の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長(以下「中学校長」という。)を經由して、北海道函館商業高等学校長(以下「本校校長」という。)に提出すること。ただし、令和7年(2025年)3月31日に満18歳以上の者が出願する場合は、次の書類に出願資格が分かる書類を添付して、直接本校校長に提出すること。郵送の場合は、封筒の表面に「入学願書」と朱書き、一般書留速達又は簡易書留速達により期限までに必着するように送付すること。

- (1) 入学願書(ウェブ申請用)(北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)第15条の規定による入学願書(同規則別記第3号様式))

出願者は、あらかじめウェブ上の出願情報電子申請システム(以下「申請システム」という。)により、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)に定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力受付期間は次のとおりとする。

受 付 期 間
令和6年(2024年)12月6日(金)～令和7年(2025年)1月23日(木)

- (2) 写真台紙(ウェブ申請用)(別記様式1)

出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真(縦7cm・横5cm)を貼り付けること。

- (3) 受検票

- (4) ※一般出願者一覧表(別記様式2)

- (5) ※個人調査書(別記様式3)

令和7年(2025年)2月13日(木)～2月18日(火)正午までに提出すること。

- (6) ※出願事情説明書

保護者の住所が道外に存する場合で、令和7年(2025年)4月7日(月)までに道内に住所を移転することが確実な場合、もしくは本校校長が、特別の事情があると認めたときには、これを提出すること。(別紙様式20)

※印は中学校長作成。なお、(1)～(4)の書類は、出願時に一括して提出すること。
また、入学願書と写真台紙・受検票はそれぞれA4用紙に片面で印刷し、写真台紙と受検票は切り離さないこと。

注 入学願書等の記入について

- 出願者が未成年の場合、「保護者等署名」の欄は、出願者に対して親権を行う者（親権を行う者がいない場合は未成年後見人）が署名すること。
- 本校全日制課程における一般入学者選抜では、第2志望と第3志望の学科を希望することができる。ただし第2志望又は第3志望を希望しない場合は、「第2志望」は「－（第2志望なし）」を選択し、「第3志望」は「－（第3志望なし）」を選択する。
- 保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常の生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者等」の欄に入力すること。
- 現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため、「〇〇方」、「〇〇マンション〇〇号室」等詳細に入力すること。
- 受検に際し、特別な配慮を希望する者については、申請システムの「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」で「有」を選択すること。

8 出願変更

- 本校の全日制課程の他の学科、又は他の高等学校の全日制課程の学科に、1回出願を変更することができる。
- 出願者は出願変更願（別記様式6）を中学校長を経由して、当初出願した高等学校長に提出すること。
- 受付期間及び受付時間

受 付 期 間	受 付 時 間
令和7年1月28日（火）～2月3日（月） （日曜日及び土曜日を除く。）	9:00～16:30 （3日は16:00までとする）

- 出願取消の場合も、中学校長を経由して連絡すること。

9 学力検査

- 検査期日 令和7年(2025年)3月4日（火）
- 受検場 本校
- 検査教科・検査時間

登校時間	午前8時40分まで（開門は午前8時予定）			
検査教科 検査時間	第1部	国 語	9:20～10:15	第5部 英語 14:50～15:45 ※英語の聞き取りテストを実施し、 それに要する時間は第5部の検査時間の中に含む。
	第2部	数 学	10:35～11:30	
	第3部	社 会	11:50～12:45	
	第4部	理 科	13:35～14:30	

- 持参すべきもの
 - ア 受検票
 - イ 鉛筆（シャープペンシルを含む。）、消しゴム、定規（分度器の付いていないもの）、コンパス及び鉛筆削り
なお、計算機（時計型、ペンシル型を含む。）、携帯電話（スマートフォンを含む。）、辞書機能付時計、ウェアラブル端末（スマートウォッチを含む。）等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。
 - ウ 上履き、靴袋（外靴用）及び昼食

10 面接 一般入試における面接は、過年度卒業の出願者のみを対象とし、実施する。

- 面接期日 令和7年(2025年)3月4日（火）
- 面接会場 本校
- その他 集合時間、面接順、持参物等詳細は別途連絡する。

11 受検場公開 受検場の公開は行わない

12 追検査

- 対象者
一般入学者選抜に出願し、学力検査（以下「本検査」という。）を、次の各項のいずれかにより受検できない者。なお、本検査を一部でも受検した者は、原則として、追検査の対象とならない。
 - ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条で出席停止の扱いが定められている感染症により、本検査を受検できない者
 - イ その他やむを得ない事情により、本検査を受検できない者
- 出願の手続
 - ア 本検査を受検できない者は、中学校長を経由して、速やかに本校校長へ連絡すること。ただし、成人の出願者の

場合は、中学校長を経由せず、直接本校校長へ電話等により連絡すること。

イ 出願者は、令和 7 年（2025 年）3 月 5 日（水）午後 4 時までに追検査受検願（別記様式 13）を中学校長を経由して本校校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接本校校長へ提出すること。

(3) 日程及び実施内容

ア 検査期日 令和 7 年（2025 年）3 月 11 日（火）

イ 受検場 本校

ウ 実施内容等

検査教科及び検査時間は本検査と同様とする。なお、本検査で持参すべきものに加え、追検査受検承認書を持参すること。

※受検場の公開は行わない。

13 合格発表

(1) 令和 7 年（2025 年）3 月 17 日（月） 午前 10 時

(2) 本校ウェブページに合格者の受検番号を掲載するほか、本人に通知する。（電話による問い合わせには応じない。）

(3) 合格者は、本校への入学の意思の有無を令和 7 年（2025 年）3 月 17 日（月）午後 3 時 30 分までに中学校長に申し出ること。

14 合格者の追加

合格発表後、合格者からの入学しない旨の意思表示によって合格者の数が募集人員に達しないとき、合格者を追加する。追加した合格者への通知は令和 7 年（2025 年）3 月 18 日（火）午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までの間に行う。

15 第 2 次募集

合格者の数が募集人員に達しない場合、及び合格者のうちに入学意思のない者等が出たため、合格者の追加を行っても、なお入学予定者の数が募集人員に満たない時に実施する。令和 7 年（2025 年）3 月 19 日（水）午前 9 時 00 分、本校職員玄関に募集人員を掲示する。

第 2 次募集の出願の受付は令和 7 年（2025 年）3 月 21 日（金）～3 月 24 日（月）まで、受付時間は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。（日曜日及び土曜日を除く。）

16 学力検査の得点の情報提供

情報提供対象者は受検者本人又はその代理人（法定代理人又は任意代理人）とし、本校での成績表による閲覧とする。なお、受検者は、受検票、身分証明書等本人であることを確認できる物を持参すること。本人の法定代理人又は任意代理人が求める場合は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 22 条第 3 項に掲げる書類（戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類）を持参すること。

集 中 受 付 期 間	受 付 時 間
令和 7 年 3 月 18 日（火）～3 月 25 日（火） （日曜日、土曜日及び休日を除く）	9:00～15:00

情報提供の期間は令和 7 年（2025 年）3 月 18 日（火）から令和 12 年（2030 年）3 月 31 日（日）までとする。上記の集中受付期間外に情報提供を求める場合は、事前に本校へ連絡すること。

17 個人情報の取り扱いについて

出願にあたり、本校が得た氏名、住所、その他の個人情報については「北海道個人情報保護条例」等の法令を遵守しつつ、入学者選抜に係る出願処理や選抜実施に伴う業務等以外には利用しない。

18 その他

(1) 不明な点は中学校の教頭を通じて確認すること。

(2) 推薦入学希望者については、「北海道函館商業高等学校推薦入学者募集要項」を参照すること。